

区域計画に記載する特定事業等の概要

都心居住促進のための 容積率・用途等土地利用規制の見直し

東京圏

初認定：平成26年12月19日

- (国家戦略民間都市再生事業 他5件)
- (国家戦略特別区域法 第20条、第21条～第25条)

規制改革の内容

特例措置前

許認可等ごとに手続が法定されており、関係行政機関等との調整が必要

特例措置

区域計画の認定をもって、事業に係る許認可等がなされたものとみなす

- 国家戦略土地区画整理事業
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業
- 国家戦略開発事業
- 国家戦略都市計画施設整備事業
- 国家戦略市街地再開発事業
- 国家戦略民間都市再生事業

効果

居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進

規制改革の概要

都市計画法等に定める手続のワンストップ化

- 関係者の協議・調整→意思決定が**長期化**

都市計画の決定又は変更 (都市計画法)	開発許可、都市計画事業の認可 (都市計画法)
土地区画整理事業の認可 (土地区画整理法)	市街地再開発事業の認可 (都市再開発法)
民間都市再生事業計画の認定 (都市再生特別措置法)	

- 区域会議で一同に協議→意思決定を**迅速化**



世界と戦える国際都市形成に必要なコンベンション施設、オフィスビル等の立地を促進

認定一例：
国家戦略民間都市再生事業
【東京圏】日比谷地区



第2回東京圏国家戦略特別区域会議
資料4 東京都提出資料より

滞在施設の旅館業法の適用除外（特区民泊）

東京圏 初認定：平成27年10月20日
関西圏 初認定：平成27年12月15日
福岡市・北九州市 初認定：平成28年10月4日
新潟市 初認定：平成29年5月22日
吉備中央町 初認定：令和5年10月20日

●（根拠法令 国家戦略特別区域法 第13条）

規制改革の内容

特例措置前

宿泊期間が1ヶ月未満の場合、旅館業法が適用

旅館業法の適用による主な義務

- ・ フロントの設置
- ・ 都道府県知事等の許可 など

特例措置

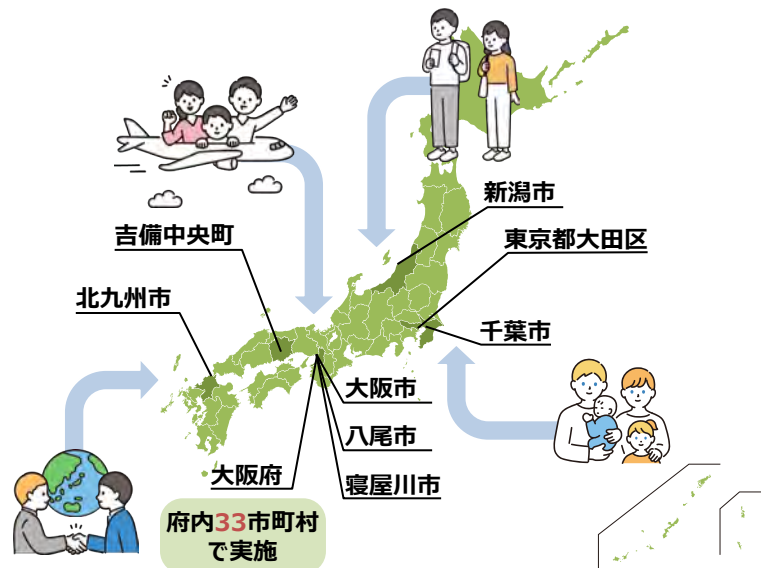
都道府県知事等の認定を受けた場合、旅館業法の適用を除外

効果

国内外の旅行者やビジネス等の多様な宿泊ニーズに対応した新たな宿泊施設を提供

規制改革の概要

一定の条件※を満たす施設を、賃貸借契約に基づき
条例で定めた期間以上、旅客に使用させる制度



※施設の各居室の床面積が25㎡以上であることや適切な住民トラブル防止措置
（周辺地域の住民への事前説明、利用者への注意事項説明、苦情・問合せ対応）等

● 特区民泊と民泊新法（住宅宿泊事業法）との主な違い

	特区民泊（国家戦略特別区域法）	民泊新法（住宅宿泊事業法）
対象地域	国家戦略特区指定地域 ※区域計画に指定されたエリアに限る	全国
宿泊日数上限	なし	180日以内
宿泊日数下限	3日（2泊3日）～10日までの範囲 内において条例で定める期間以上	なし
事業手続	都道府県知事又は 保健所設置市等の長の認定	都道府県知事又は 保健所設置市等の長に届出

官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

福岡市・北九州市
初認定：平成28年2月5日
広島県・今治市
初認定：平成28年4月13日

神奈川県 初認定：平成31年2月14日
仙台市 初認定：平成31年4月17日
愛知県 初認定：令和2年3月18日
つくば市 初認定：令和5年10月20日

- （創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例 特区法 第19条の2）
- （人材流動化支援施設の設置 特区法 第36条の3）

規制改革の内容

特例措置前

- ・スタートアップ企業の課題は、質の高い人材確保。
- ・退職した国家公務員が、再び採用された場合、退職手当の算定に係る「勤続年数」は再採用の時点から起算。

特例措置

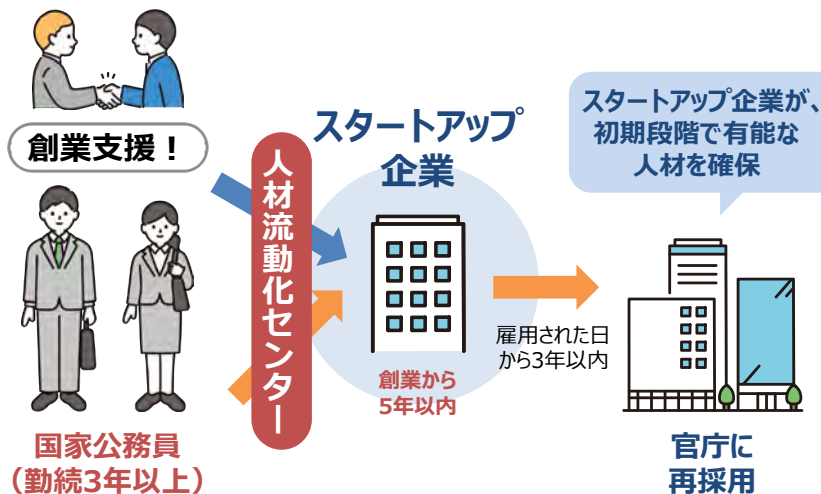
- ・スタートアップ企業に採用後、再び国家公務員として採用された場合（3年以内）、「勤続年数」は退職前の国家公務員の期間を通算
- ・スタートアップ企業と人材をマッチングする「人材流動化センター」を設置

効果

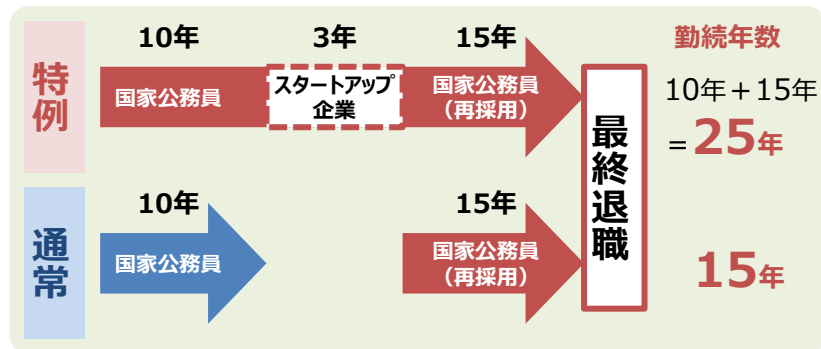
創業者の人材確保の支援

規制改革の概要

- 創業者の人材確保・官民の人材移動の促進



- 最終退職時の退職手当の算定に係る勤続年数



会社設立に係る行政手続の英語対応 (法務省関係)

東京都、大阪府（大阪市）
福岡市、北海道（札幌市）
仙北市

●（令和6年11月25日 国家戦略特別区域における会社の設立登記手続の英語対応について（通知））

規制改革の概要

措置前

会社設立登記手続

登記事項の公示は、日本における取引の安全に資するなどの目的から、日本語で公示されることが前提となっており、会社設立の登記の申請書やその添付書面※は、日本語での作成が必要。
※本国官憲等が発行するものを除く。

定款認証手続

定款に記載を要する事項（会社の事業目的、本店所在地等）は、その多くが登記すべき事項のため、登記事項と同様に、定款認証の対象となる定款についても、日本語での作成が前提。

措置後

特区自治体と連携して、簡易な形態の会社を対象として英語による入力・選択で会社設立の登記の申請書や定款等の添付書面を作成できるツールを活用することにより、英語を用いる申請人（申請予定者）への支援を行う。

効果

海外企業の新規参入を促進！

規制改革の内容

①申請書等作成支援ツールの提供

法務省が申請書等作成支援ツール※を特区自治体へ提供し、英語を用いる申請人は特区自治体HP等からツールを入手
※英語で入力・選択後に日本語に自動的に変換されるツール



②ツールによる申請書等の作成

英語を用いる申請人



開業
ワンストップ
センター等



申請書等作成支援
ツールを用いて申請
書等を作成

自治体スタッフ（通
訳）が申請書等の
作成を支援

英語
（日本語）



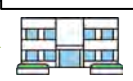
③定款認証

- 定款等を公証役場※に提出
- 公証役場における公証人による面前審査

※国家戦略特別区域法第12条の2の特例措置を活用する自治体においては、区域計画で定められた場所（開業ワンストップセンター）において定款の認証が可能



公証役場



自治体スタッフ
（通訳）が公証人の
面前審査を支援

④登記申請書等の提出

申請書等を法務局に提出



郵送または持参



法務局

単式蒸留焼酎等の製造免許要件の緩和 —構造改革特区—

福岡市・北九州市

初認定：平成28年10月4日

東京圏

初認定：令和元年9月30日

沖縄県

初認定：令和5年3月24日

愛知県

初認定：令和7年6月9日

●（構造改革特別区域法 第26条）

規制改革の内容

特例措置前

酒類の製造免許は、年間の製造見込数量が最低製造数量以上でなければ受けることができない。

特例措置

地域の特産物を原料とした酒類を製造する場合、製造免許の要件である最低製造数量基準について、一定の要件の下、単式蒸留焼酎及び原料用アルコールには適用せず、果実酒及びリキュールは引き下げる。

効果

- ・ 農業・漁業の6次産業化
- ・ 新たな地域ブランドの創出
- ・ 地域の雇用拡大、交流人口の増加

規制改革の概要

● 酒類の製造免許に係る最低製造数量基準

現行



単式蒸留焼酎

→ 10 kℓ

原料用アルコール
果実酒
リキュール

→ 6 kℓ

特区

地域の特産物※を
原料として製造



単式蒸留焼酎
原料用アルコール

→ 適用なし

果実酒

→ 2 kℓに緩和

リキュール

→ 1 kℓに緩和

※地方公共団体の長が指定

農業・漁業の6次産業化、地域ブランドの創出、
雇用の拡大・交流人口の増加

道路占用許可の対象物件としてのパーソナルモビリティのポートの位置付けの明確化

- （令和7年11月4日 国土交通省 道路局路政課長通知 国道利第57号）

規制改革の内容

措置前

パーソナルモビリティポートについて、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定において、道路占用許可の対象物件として明示的に列挙されていない。

措置内容

パーソナルモビリティポートについて、道路の構造からみて、道路の交通に支障が及ぼすおそれが少ない場所において、かつ、柵やチェーン等を設けることにより当該ポートが一般交通の用に供しないと認められる場合、国家戦略特別区域会議において、当該ポートを設置することをあらかじめ区域計画に位置づけ、内閣総理大臣の認定を受けたものについて、道路占用許可の対象物件となりうる旨、2025年11月に通知。

効果

市民や来街者のニーズに応じたパーソナルモビリティに係るサービスの社会実装を推進。

※パーソナルモビリティ：移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車



画像提供：株式会社ストリーモ

規制改革の概要

措置前



パーソナルモビリティポートが
道路占用許可の対象物件かどうか不明確



措置後

一定の条件を満たす場所において、国家戦略特別区域会議において、パーソナルモビリティポートの設置をあらかじめ区域計画に位置づけ、内閣総理大臣の認定を受けたものについて、道路に設置できることが明確化される。



革新的な研究開発の社会実装のための施設整備等の推進 (国立大学法人法の特例)

● (構造改革特区法 第34条)

規制改革の内容

特例措置前

国立大学法人が業務範囲外の目的のためにその土地等を貸し付けるに当たっては、文部科学大臣の認可が必要。

特例措置

革新的な研究開発の成果を活用した施設整備等を行おうとする者に国立大学法人の土地等の貸付けを行う場合は、文部科学大臣の認可を文部科学大臣への事前の届出をもって代えることができることとする。

効果

民間企業等の研究開発成果の迅速な社会実装や適時をとらえた事業実施による地方公共団体・大学・民間企業等が連携したイノベーション推進による地方創生を実現。

規制改革の概要

従来

国立大学法人

文部科学大臣
の認可

土地等の貸付

計画認定後

国立大学法人

文部科学大臣
への事前の届出

土地等の貸付

活用イメージ①

地域のイノベーション拠点としてスタートアップ企業が入居する施設や再生可能エネルギー供給設備を整備



活用イメージ②

最新テクノロジーを導入したサービス施設（顔認証技術で商品の購入決済まで行える日用品の販売等を行う店舗）を整備



工場新增設促進のための関連法令の規制緩和 (国家戦略特別区域工場等新增設促進事業)

東京圏 初認定：令和4年3月10日
関西圏 初認定：令和4年3月10日
愛知県 初認定：令和5年6月28日
広島県・今治市 初認定：令和5年6月28日

● (国家戦略特別区域法 第20条の2)

規制改革の内容

特例措置前

工場新增設の際に確保すべき緑地面積等については、国が基準（準則）を定め、市町村は国が定めた基準の範囲内で基準を設定

特例措置

区域計画の認定があった場合、市町村の条例の制定により、工場敷地の緑地面積率等の基準の緩和を可能とする

効果

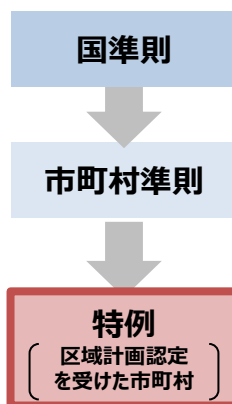
工場新增設等の投資を促進し、国内の生産拠点の整備促進及び物流機能を強化

規制改革の概要

● 工場立地法等の特例の創設

周辺環境との調和の確保を図りつつ、地域の判断で**緑地面積率等の基準を緩和**することを可能に

緑地面積率規制の仕組み



緑地面積率規制の特例活用イメージ

	用途地域		
	工業専用・工場地域	準工業地域	その他の用途地域
国準則	20%以上		
市町村準則	10%以上	15%以上	20%以上
特例(活用例)	3%以上	5%以上	10%以上

※赤枠内は特例措置に基づき特区自治体が個別に定めることができる（下限1%）

**国内の生産拠点の整備を促進
物流機能を強化**



外国人エンジニアの受入れ・就労促進

福岡市・北九州市
熊本県、北海道（札幌市）

- 「国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱」
令和5年10月6日 内閣府・出入国在留管理庁決定（令和6年9月27日改定）

国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業（エンジニアビザ）の概要

外国人エンジニアの在留資格審査期間について、雇用先企業が中小企業やスタートアップの場合、長期化することもあり、入国時期が予見できず、企業が人材を計画的に採用することに困難が生じている。

特例措置

自治体による雇用先企業の経営状況の確認等を要件に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」で入国する外国人について、**認定証明書交付申請の審査の迅速化及び期間の明確化を図る。**

在留資格認定証明書交付申請審査期間

従前

入管庁



措置

自治体による
確認・支援



入管庁



標準処理期間
(1~3か月)

標準処理期間以上に
時間がかかるケースも発生

短縮

在留資格「技術・人文知識・国際業務」の
審査の迅速化・期間の明確化

※自治体の確認・支援内容等によって審査期間を決定

改正の内容

人手不足が深刻となっている半導体関連産業分野の外国人の受入れを円滑に行うため、**エンジニアビザの対象業種に半導体関連産業を追加**

従来の対象分野

IT関連産業

- ・電子部品・デバイス・電子回路製造業
- ・情報通信機械器具製造業 等



追加する産業分野

半導体関連産業

- ・半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- ・電子応用装置製造業
- ・機械設計業
- ・労働者派遣業（通訳業務従事者） 等

国家戦略特区支援利子補給金

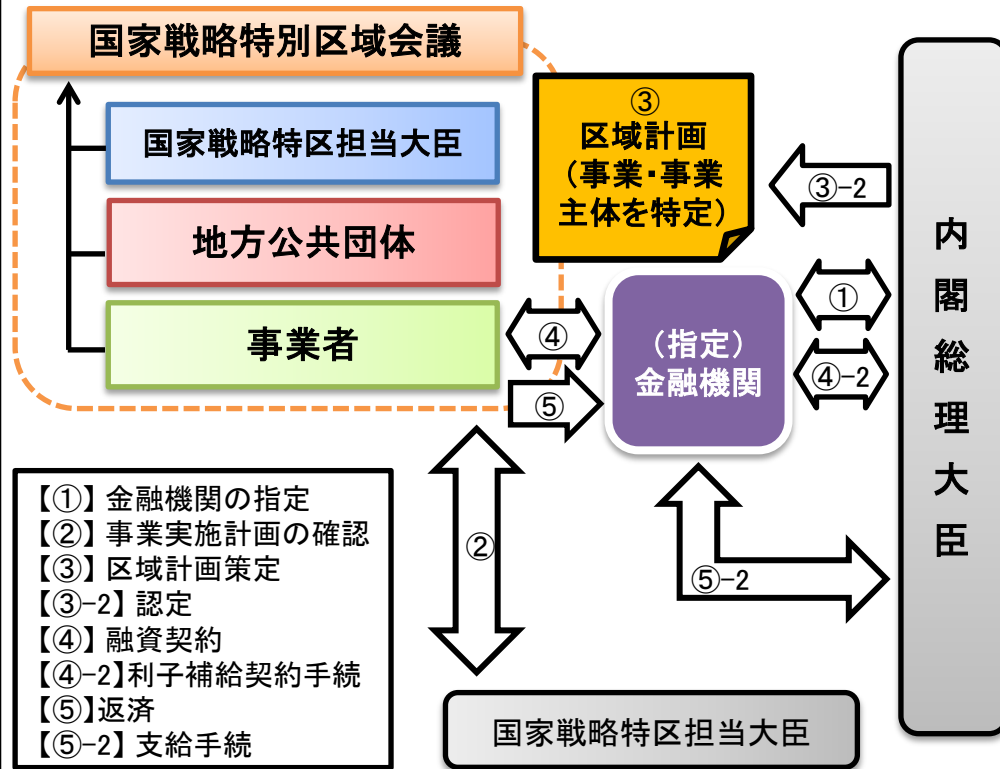
目的・事業概要

○目的：国家戦略特別区域法に基づく金融支援として、利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援するものです。

○概要：内閣総理大臣の認定を受けた国家戦略特別区域計画において、国家戦略特区支援利子補給金を受けて特定事業※を行うこととされている事業者が、国が指定した金融機関（以下「指定金融機関」という。）から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けた日から起算して5年間です。

※ 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成等に資する事業。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

○利子補給金の支給対象となる金融機関から事業者への融資（金融面での支援）を通じ、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成が期待されます。